第203期
定時株主総会招集ご通知

日 時 平成27年6月19日（金曜日）
午前10時

場 所 三重県四日市市西新地7番8号
当行本店　4階会議室

○ 目　次

第203期定時株主総会招集ご通知…… 1

(添付書類)

第203期事業報告…… 3

計算書類……19

連結計算書類……25

監査報告書……30

(株主総会参考書類)

第1号議案　剰余金の処分の件……33

第2号議案　取締役11名選任の件 ……34

第3号議案　監査役1名選任の件 ……40

インターネット等による議決権行使のご案内…41

株主総会会場ご案内図

三重銀行

証券コード：8374

証券コード　8374
平成27年６月２日

株 主 各 位

三重県四日市市西新地７番８号
株式会社　三重銀行
取締役頭取　渡　辺　三　憲

第203期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当行第203期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権の行使の場合】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年６月18日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権の行使の場合】
パソコンまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、平成27年６月18日（木曜日）午後５時までに賛否をご入力ください。
なお、「インターネット等による議決権行使のご案内」を41頁から42頁に記載いたしておりますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　　具

記

１．日　　時　平成27年６月19日（金曜日）　午前10時

２．場　　所　三重県四日市市西新地７番８号
当行本店　４階会議室（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目　的　事　項

報告事項

1.第203期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

2.第203期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役11名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

（1）議決権行使書のご郵送とインターネット等の両方で議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネット等によって、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

（2）議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表及び連結計算書類の連結注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.miebank.co.jp/aboutus/kabunushi/index.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知添付書類に記載しております計算書類及び連結計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.miebank.co.jp）に掲載させていただきます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。また、議決権の代理行使にあたっては、代理権を証明する書面をご提出ください。

添 付 書 類

第203期（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

＜銀行の主要な事業内容＞

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務、国債等公共債及び投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。一貫した堅実経営により資産の健全性を維持しつつ、地方銀行の使命である地域経済の発展に貢献すべく努力しております。

＜金融経済環境＞

当期（平成26年４月～平成27年３月）におけるわが国の経済を振り返りますと、平成26年４月の消費税率引き上げに伴う実質所得の減少などにより、個人消費が低迷したことから、景気は一時的に減速しました。もっとも、秋以降には、原油価格の下落が家計や企業に対するコスト負担の軽減を通じて景気の下支えに作用したほか、円安を背景としてアジア・米国向けを中心に輸出の伸びが大きくなるなど、景気は持ち直しの動きがみられました。

当行の主な営業地盤であります三重・愛知両県下におきましても、個人消費は消費税率引き上げに伴う落ち込みからの改善基調が続き、主要産業である自動車関連を中心とした企業の生産活動が底堅く推移したことから、景気は緩やかな回復を辿りました。

＜事業の経過及び成果等＞

当期は、中期経営計画「信頼と共感 第Ⅱ章」（平成24年４月～平成27年３月）の最終年度であり、長期的目標として掲げた(1)地元三重・愛知における業容の拡大、(2)収益力向上を通じた財務体質の強化、(3)株主還元の向上を推進するため、「人材の育成」、「お客さまひとりひとりの満足度最大化」、「地元における取引基盤拡充」、「業容拡大と採算性向上による収益力強化」、「持続的成長のための財務体質強化」、「内部管理態勢の継続的充実」といった施策に引き続き取り組みました。

そして、きめ細かくお客さまのニーズにお応えすること、より多くの方に便利にご利用いただけるようサービスを充実させることに尽力し、目指す姿として掲げる「地域に広く深く根を張り、親しまれ信頼される銀行」に近づくよう努めました。

きめ細やかなニーズへの対応につきましては、密接なリレーションのもと、事業者のお客さまに対してライフステージに応じた課題解決策の提案を積極的に行いました。資金需要に対し迅速にお応えしたほか、ビジネスマッチングや事業承継のサポートなど課題解決のご提案を積極的に行いました。また、創業・新分野進出や国際ビジネス、６次産業化といったニーズの高まっている分野については、一層体制を充実させました。

個人のお客さまに対しては、職員の知識・能力を向上させ、資産運用やローンのご相談に的確にお応えできるよう努めたほか、お客さまへの投資信託等の説明の際に活用できるよう

多機能情報端末「iPad」を全渉外担当者に配備し、さらに丁寧でご理解いただきやすい説明をできるよう努めました。
　また、多くの方により便利に当行をご利用いただくための取組みとして、ご利用いただきやすい店舗形態を追求いたしました。平成26年７月に、大山田支店（桑名市）を新設し、ゆったりとしたロビー空間を確保したうえでバリアフリー対応の店舗といたしました。また、この大山田支店のほか、日永支店（四日市市）、津支店（津市）、東海支店（東海市）では、全自動貸金庫を休日もご利用いただけるようにし、さらに日永支店におきましては10月より土・日曜の休日営業を開始いたしました。
　今後、お客さまのニーズにより幅広く、迅速に対応するため、法人・個人一体拠点の増加を中心とする組織ならびに体制の再構築を一層図ってまいります。
　地域貢献活動の面は、引き続き「環境保全」と「次世代育成支援」を活動の柱として取り組みました。また、地元NPOの応援に積極的に取り組むとともに、一部の地域貢献活動については、地元NPOと協働しながら進めました。

（預金）
　預金の残高は、個人預金、法人預金の増強に努めました結果、前期比338億円増加し、当期末１兆6,116億円となりました。また、預金と譲渡性預金を合わせた残高は前期比386億円増加し、当期末１兆6,992億円となりました。

（貸出金）
　貸出金の残高は、地元事業性貸出金及び個人ローンの増強に努めました結果、前期比417億円増加し、当期末１兆3,263億円となりました。そのうち個人向け貸出金残高は4,207億円と前期比223億円増加、中小企業向け貸出金残高は4,888億円と前期比199億円増加いたしました。

（有価証券）
　有価証券の残高は、市場動向を注視しつつ機動的な運用に努めました結果、前期比366億円増加し、当期末4,527億円となりました。

（損益状況）
　経常収益は、投資信託や保険などの手数料収入が増加し、役務取引等収益が増加したことなどから、前期比５億円増加し281億円となりました。
　また、経常費用は、営業経費や貸倒引当金繰入額が減少したことなどから、前期比４億円減少し233億円となりました。
　以上の結果、経常利益は前期比10億円増加し47億円、当期純利益は前期比９億円増加し31億円となりました。

(その他)

当期末の不良債権等は、引き続き取引先企業の経営改善支援等に努めました結果、当期末のリスク管理債権は271億円、総貸出金残高に占める比率（不良債権比率）は2.05％と引き続き高い健全性を維持いたしております。

当期末の自己資本比率（速報値）は単体で9.0％程度と、国内基準行に求められる４％を大きく上回る水準となっております。

当行の格付けは、日本格付研究所より長期発行体格付「A」を取得しております。

＜対処すべき課題＞

当行は、対処すべき課題を①持続的成長に不可欠な間口の拡大を図りながら、②トップライン収益を増強することと認識し、中期経営計画「成長 ～地域とともに～」（平成27年４月～平成30年３月）において、株主さま、お客さま、従業員の満足度を高められる施策を遂行し、地域とともに発展することをテーマとしております。

すなわち、

株主さまに対しては、「財務体質の強化を通じた企業価値の向上」、

お客さまに対しては、「リレーションシップの強化と魅力あるサービスの提供」、

従業員に対しては、「人材の育成と働きがいのある職場づくり」を追求しております。

そして、高い収益性、健全性を兼ね備え、地域とともに成長する金融機関となり、

地域に対しては、「金融仲介機能の発揮により地域経済発展へ貢献」することを目指しております。

これは、当行の経営理念である「地域とともに発展する銀行」、「お客さまとともに栄える銀行」、「株主・従業員とともに歩む銀行」と軌を一にするものであります。

地方の生産年齢人口の減少が予想されるなか、地元のみなさまに対し、持続的な成長に貢献できるサポートを行うことは、地域金融機関の重要な役割であると認識しております。お客さま、地域経済の成長に貢献することで、当行は地元で確固たる存在感を示すことができ、お取引の発展により当行も成長し続けることができると考えております。「お客さま、地域経済の成長」と「当行の成長」の好循環を実現し、目指す姿として掲げております「地元で確固たる存在感を示し、成長し続ける銀行」に近づけるよう、努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましても、今後とも格別のご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預金		15,009	15,437	15,778	16,116
	定期性預金	7,844	8,054	7,911	7,960
	その他	7,164	7,382	7,866	8,156
譲渡性預金		620	716	828	876
貸出金		11,949	12,364	12,846	13,263
	個人向け	3,330	3,623	3,984	4,207
	中小企業向け	4,355	4,437	4,689	4,888
	その他	4,263	4,303	4,171	4,167
商品有価証券		—	—	0	0
有価証券		3,448	4,132	4,161	4,527
	国債	1,430	1,721	1,320	1,265
	地方債	243	596	869	928
	その他	1,774	1,814	1,971	2,332
総資産		16,896	17,736	18,608	19,048
内国為替取扱高		331,308	280,478	269,547	195,832
外国為替取扱高		百万ドル 3,530	百万ドル 2,808	百万ドル 2,004	百万ドル 2,111
経常利益		百万円 3,457	百万円 3,748	百万円 3,768	百万円 4,787
当期純利益		百万円 1,743	百万円 2,364	百万円 2,186	百万円 3,181
1株当たり当期純利益		円銭 12 94	円銭 17 55	円銭 16 23	円銭 23 61

(注) 1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用し算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,243人	1,231人
平均年齢	38年１月	38年１月
平均勤続年数	14年11月	15年０月
平均給与月額	347千円	349千円

(注) １．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
２．使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
３．平均給与月額は時間外勤務手当等を含み、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
		うち出張所		うち出張所
三重県	57店	(―)	57店	(―)
愛知県	16	(―)	16	(―)
東京都	1	(―)	1	(―)
大阪府	1	(―)	1	(―)
合計	75	(―)	75	(―)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を19,438ヵ所設置しております。
なお、19,438ヵ所のうち19,355ヵ所は株式会社セブン銀行との提携により設置したセブン銀行ATMであります。

ロ．当年度新設営業所

営業所名	所在地
大山田支店	桑名市星見ヶ丘１丁目202番地

(注) １．当年度において店舗外現金自動設備を、「鈴鹿医療科学大学白子キャンパス」、「イオンタウン桑名新西方」に新設いたしました。
２．当年度において「ATM統括支店」を廃止いたしました。

ハ．銀行代理業者の一覧
該当ございません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,664

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内　　容	金　額
店舗他事務機器等	780

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
三重銀ビジネスサービス株式会社	三重県四日市市幸町2番4号	現金等の整理業務、印刷業務、事務処理業務	昭和60年10月31日	百万円 10	% 100.00	—
三重銀総合リース株式会社	三重県四日市市幸町2番4号	リース業務 投資業務	昭和54年8月22日	90	32.00	—
株式会社三重銀カード	三重県四日市市幸町2番4号	クレジットカード業務	昭和57年7月3日	90	69.94	—
三重銀信用保証株式会社	三重県四日市市幸町2番4号	信用保証業務	昭和61年4月23日	480	30.00	—
三重銀コンピュータサービス株式会社	三重県四日市市十七軒町15番1号	コンピュータシステム開発業務	平成3年6月18日	30	55.00	—
株式会社三重銀総研	三重県四日市市西新地7番8号	企業経営に関する情報提供･相談業務	平成8年5月8日	50	15.00	—

(注) 1．議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2．三重銀モーゲージサービス株式会社及び三重銀オフィスサポート株式会社は、平成26年6月25日に清算結了いたしました。
3．上記の重要な子会社等は全て連結対象としております。
4．当期の連結経常収益は333億円、連結当期純利益は38億円となりました。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
種橋潤治	取締役頭取 (代表取締役)		
渡辺三憲	取締役副頭取兼副頭取執行役員 (代表取締役) (営業統括部・営業推進部担当)		
川村　晃	常務取締役兼常務執行役員 営業渉外部長 (営業渉外部担当)		
下村三千雄	常務取締役兼常務執行役員 (市場金融部・事務管理部・システム部担当)		
宅野一郎	常務取締役兼常務執行役員 秘書室長 (総合企画部・東京事務所・秘書室担当)		
山本隆司	常務取締役兼常務執行役員 (総務部・人事部・品質向上部担当)		
山本博也	常務取締役兼常務執行役員 営業統括部長		
藤原信義	取締役（社外取締役）		(注) 1
松井憲一	取締役（社外取締役）		(注) 1
一色孝三	取締役兼常務執行役員 (審査部担当)		
松村隆史	常勤監査役		
山口元弘	常勤監査役		
杉岡　治	監査役（社外監査役）	みなと総合法律事務所 弁護士	(注) 1
古川典明	監査役（社外監査役）	株式会社ミッドランド経営 代表取締役 古川典明公認会計士事務所 所長 ミッドランド税理士法人 代表社員 株式会社メディカル一光 社外監査役	(注) 1 (注) 2
伊藤雄二	監査役（社外監査役）		(注) 1 (注) 3

（注）1．取締役藤原信義、松井憲一の各氏及び監査役杉岡治、古川典明、伊藤雄二の各氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2．監査役古川典明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3．監査役伊藤雄二氏は、住友化学工業株式会社（現　住友化学株式会社）における財務及び会計に関する業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考)

平成27年４月１日付で取締役の地位及び担当の変更を行いました。地位及び担当に変更があった取締役は、次のとおりであります。

(平成27年４月１日現在)

氏　名	地　位　及　び　担　当
種　橋　潤　治	取締役会長 (代表取締役)
渡　辺　三　憲	取締役頭取 (代表取締役)
川　村　　晃	常務取締役兼常務執行役員 (法人・公金推進担当)
山　本　博　也	常務取締役兼常務執行役員 (営業企画部・営業推進部・ローン統括部担当)

(注)　平成27年４月１日に「営業統括部」、「営業推進部」、「営業渉外部」を機能別に再編し、「営業企画部」、「営業推進部」、「ローン統括部」に組織変更いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　分	支 給 人 数	報　酬　等
取 締 役	13	239
監 査 役	7	43
合　計	20	282

(注) 1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等は取締役４百万円であります。
3．株主総会で定められた報酬限度額
取締役　年額　300百万円（但し、使用人兼務役員の使用人としての給与を除く）
監査役　年額　 60百万円

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
古 川 典 明	株式会社ミッドランド経営代表取締役、ミッドランド税理士法人代表社員及び株式会社メディカル一光社外監査役であります。 当行と株式会社ミッドランド経営との間には、通常の銀行取引のほか、ビジネスマッチング業務に関する契約（当行が紹介した顧客と同社との間で会計税務に関するコンサルティング契約等が成約した場合に同社から報酬を受け取る契約）があります。また、当行の子会社等である株式会社三重銀総研と同社との間には、顧問契約があります。 なお、当行とミッドランド税理士法人及び株式会社メディカル一光との間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
藤原信義 (社外取締役)	2年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回中12回に出席しております。	過去の経験や実績に基づく幅広い見地から発言を行っております。
松井憲一 (社外取締役)	9ヵ月	平成26年6月の就任後に開催された取締役会10回中10回に出席しております。	過去の経験や実績に基づく幅広い見地から発言を行っております。
杉岡　　治 (社外監査役)	6年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回中12回、監査役会8回中8回に出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
古川典明 (社外監査役)	2年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回中12回、監査役会8回中8回に出席しております。	主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から発言を行っております。
伊藤雄二 (社外監査役)	9ヵ月	平成26年6月の就任後に開催された取締役会10回中10回、監査役会6回中6回に出席しております。	過去の経験や実績に基づく幅広い見地から発言を行っております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
藤原信義	当行は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。
松井憲一	
杉岡　　治	
古川典明	
伊藤雄二	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6	17	―

(注)　記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 社外役員の意見

該当ございません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株　式　数　発行可能株式総数　250,000千株
発行済株式の総数　134,830千株

(注)　株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　6,325名

(3) 大　株　主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
銀泉株式会社	10,626千株	7.89%
株式会社三井住友銀行	7,765	5.76
三重銀行従業員持株会	4,069	3.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,032	2.99
三井住友カード株式会社	3,306	2.45
株式会社セディナ	3,248	2.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,109	2.30
ＳＩＸ　ＳＩＳ　ＬＴＤ.	2,707	2.00
住友電装株式会社	2,194	1.62
大日本住友製薬株式会社	2,057	1.52

(注)　1．持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は発行済株式の総数から自己株式数（148千株）を控除して算出しております。
3．持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ございません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ございません。

６．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員　安藤　恭行 指定有限責任社員　鬼頭　潤子 指定有限責任社員　豊田　裕一	49	当該事業年度に係る公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務の内容 外国口座税務コンプライアンス法への態勢整備に関する指導、助言業務

（注）１．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
２．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

７．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

8．業務の適正を確保する体制

当行は内部統制の態勢整備を経営の最重要課題として位置づけており、その充実に取り組み、絶えず高度化を図るべく、内部統制に関する基本方針を定めております。

なお、平成27年４月28日開催の取締役会において本方針の一部を改定し、次のとおり決議しております。

１．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「三重銀行行動憲章」を制定し、法令やルールの厳格な遵守、反社会的勢力との対決を掲げるとともに、取締役頭取があらゆる機会を捉えてコンプライアンスの重要性について全役職員に周知徹底することにより、法令等を遵守し社会的責任を果たすことを企業活動の前提とすることを確認する。

(2) 役職員のコンプライアンスの着実な実践を図るため、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンスマニュアル」を制定し、全役職員に周知するとともに、研修等を適宜行いコンプライアンス意識の高揚に努める。

(3) コンプライアンスに関する基本事項は取締役会で決定する。法令等遵守態勢の整備・確立に必要な事項を検討・協議する機関として、コンプライアンス経営会議を設置するとともに、コンプライアンス統括部署として品質向上部を設置する。各部署にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンスの実施状況を管理監督させるとともに、コンプライアンス統括部署は適切な研修体制を構築する。

(4) コンプライアンス責任者がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は速やかにコンプライアンス統括部署に報告する体制を構築する。不正行為の早期発見と是正を図るため、使用人及び取引業者の従業員等が直接報告することが可能な公益通報制度を整備する。報告を受けたコンプライアンス統括部署はその内容を調査し、関係部と協議のうえ再発防止策を決定し、実施する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役会規程、文書管理に関する諸規定に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う。

(2) 取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理に関する基本方針は取締役会で決定する。「リスク管理規定」により、当行のリスク管理を適切に行うための組織・体制を明確化する。総合企画部をリスク管理統括部署として、管理すべきリスクの種類毎に主管部を定め、統合的にリスクを管理する体制を確立する。

(2) リスク管理統括部署は、統合的なリスクの状況を定期的に経営会議に報告し、リスク管理態勢に関する重要な事項は取締役会にも報告する。

(3) 監査部は内部管理態勢の適切性、有効性及び資産の自己査定等についての監査を行い、経営会議及び取締役会に報告する。

(4) 災害、危機等の緊急事態に備えて、「危機対策・業務継続規定」及び「危機対策・業務継続マニュアル」を制定し、定期的に訓練等を実施する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則月１回定例的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当行の経営方針及び経営戦略に関わる重要な事項については、予め頭取及び頭取が指名する取締役ならびに執行役員で構成する経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。「組織及び職務権限規定」において取締役の職責、職務権限等を定める。

(2) 取締役会は全役職員が共有する経営計画及び年度毎の業務運営方針を決定する。各担当役員はこれらに沿って、具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するものとし、必要に応じて経営会議において議論を行う。

(3) 取締役会は経営計画及び業務運営方針に関して定期的に検証すべき項目を定め、各取締役担当部門の現状分析、改善策等を報告させ、必要に応じて計画を修正する。

(4) ステークホルダーの理解を得ることにより、当行の事業が効率的に運用できるようＩＲ活動及び経営情報の開示を適時適切に行う。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当行グループにおける内部統制を確保するため、当行及び各子会社間で内部統制に関する協議、情報の共有が効率的に行われる体制を構築する。

(2) 当行取締役、及び各子会社の取締役は、各業務部門の内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

(3) 定期的に当行の全取締役、部店長及び全子会社の取締役が出席する会議を開催し、当行グループの業務運営方針を共有するとともに、コンプライアンスに関する基本方針を確認する。

(4) 子会社の経営に関しては子会社毎に定めた当行の担当部署が統括し、子会社の資本異動、人事、経営計画、決算、新規事業、定款変更、業務提携等の重要な事項については、事前に当行の承認を得ることとする。

(5) 当行の監査部は当行及び子会社の内部管理態勢の適切性、有効性及び資産の自己査定等についての監査を行い、その結果を当行取締役会及び子会社の代表取締役に報告し、内部統制の改善策の指導を行う。

(6) 各子会社においてもコンプライアンス規定、コンプライアンスマニュアルを策定させ、子会社の使用人及び子会社の取引業者の従業員等も公益通報制度の利用対象者とする。

(7) 子会社から当行に報告を要する事項を定め、経営上重要または異例事態の発生は報告の対象とする。

6．監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、使用人を配置する。

7．当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 当該使用人は、監査役の指揮命令に従う。
(2) 当該使用人に関する人事考課及び人事異動は、監査役との協議事項とする。

8．監査役への報告に関する体制
(1) 当行の取締役は次に定める事項について、事態認識後直ちに監査役に報告することとする。ただし、監査役が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
① 取締役会で決議された事項
② 経営会議で決議された事項
③ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
④ 経営状況について重要な事項
⑤ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
⑥ 重大な法令・定款違反
⑦ 公益通報の状況及び内容
⑧ その他コンプライアンス上重要な事項
(2) 当行の使用人は前項③から⑧に関する重大な事実を発見した場合は監査役に直接報告できるものとする。
(3) 子会社の取締役、監査役又は子会社毎に定めた当行の担当部署は、子会社において生じた第１項③から⑧に定める事項について、事態認識後直ちに当行の監査役に報告することとする。ただし、当行の監査役が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
(4) 子会社の使用人は第１項③から⑧に関する重大な事実を発見した場合は当行の監査役に直接報告できるものとする。
(5) 監査役はいつでも当行及び子会社の取締役及び使用人に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。
(6) 監査役への報告を行った当行及び子会社の取締役及び使用人に対しては、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととする。

9．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役が必要に応じて当行の顧問弁護士、会計監査人等と連携を図り、また、必要に応じて専門の弁護士、会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
(2) 監査部は監査計画及び監査結果について監査役に定期的に報告し、意見交換を行う。
(3) 監査役の職務の執行について生ずる費用等に備え、一定額の予算を設けるとともに、監査役からその職務の執行について費用等の請求があった場合は、法令に従い担当部署にて適切に処理する。

第203期末（平成27年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**83,829**	**預金**	**1,611,615**
現金	17,519	当座預金	107,663
預け金	66,310	普通預金	673,409
コールローン	**6,766**	貯蓄預金	9,350
買入金銭債権	**2,612**	通知預金	9,214
商品有価証券	**38**	定期預金	791,633
商品地方債	38	積立定期預金	4,375
有価証券	**452,718**	その他の預金	15,969
国債	126,569	**譲渡性預金**	**87,600**
地方債	92,899	**借用金**	**63,000**
社債	62,091	借入金	63,000
株式	49,497	**外国為替**	**0**
その他の証券	121,661	売渡外国為替	0
貸出金	**1,326,371**	未払外国為替	0
割引手形	5,750	**その他負債**	**9,684**
手形貸付	16,726	未払法人税等	467
証書貸付	1,127,009	未払費用	1,308
当座貸越	176,885	前受収益	464
外国為替	**2,331**	従業員預り金	1,086
外国他店預け	2,292	給付補填備金	0
買入外国為替	2	融資派生商品	4,690
取立外国為替	36	リース債務	122
その他資産	**7,891**	資産除去債務	64
前払費用	73	その他の負債	1,479
未収収益	1,906	**賞与引当金**	**546**
金融派生商品	3,691	**退職給付引当金**	**80**
その他の資産	2,218	**役員退職慰労引当金**	**56**
有形固定資産	**10,894**	**睡眠預金払戻損失引当金**	**148**
建物	5,838	**繰延税金負債**	**8,744**
土地	3,587	**支払承諾**	**10,703**
リース資産	115	**負債の部合計**	**1,792,180**
建設仮勘定	194	**（純資産の部）**	
その他の有形固定資産	1,158	**資本金**	**15,295**
無形固定資産	**1,886**	**資本剰余金**	**11,144**
ソフトウェア	1,673	資本準備金	11,144
その他の無形固定資産	212	**利益剰余金**	**64,735**
前払年金費用	**3,927**	利益準備金	4,151
支払承諾見返	**10,703**	その他利益剰余金	60,584
貸倒引当金	△ 5,071	固定資産圧縮積立金	43
		別途積立金	56,304
		繰越利益剰余金	4,237
		自己株式	△ **49**
		株主資本合計	**91,125**
		その他有価証券評価差額金	**23,064**
		繰延ヘッジ損益	△ **1,471**
		評価・換算差額等合計	**21,593**
		純資産の部合計	**112,719**
資産の部合計	**1,904,899**	**負債及び純資産の部合計**	**1,904,899**

第203期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**28,130**
資金運用収益	**19,646**	
貸出金利息	15,627	
有価証券利息配当金	3,897	
コールローン利息	52	
預け金利息	51	
その他の受入利息	17	
役務取引等収益	**5,998**	
受入為替手数料	1,076	
その他の役務収益	4,921	
その他業務収益	**1,441**	
外国為替売買益	154	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	688	
金融派生商品収益	597	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**1,044**	
償却債権取立益	6	
株式等売却益	299	
その他の経常収益	738	
経常費用		**23,342**
資金調達費用	**2,482**	
預金利息	1,252	
譲渡性預金利息	135	
借用金利息	186	
金利スワップ支払利息	903	
その他の支払利息	5	
役務取引等費用	**1,849**	
支払為替手数料	264	
その他の役務費用	1,584	
その他業務費用	**189**	
国債等債券売却損	189	
営業経費	**18,417**	
その他経常費用	**404**	
貸倒引当金繰入額	281	
貸出金償却	4	
株式等売却損	13	
その他の経常費用	103	

(単位：百万円)

科目	金額	
経常利益		**4,787**
特別利益		**85**
固定資産処分益	85	
特別損失		**85**
固定資産処分損	21	
減損損失	63	
税引前当期純利益		**4,787**
法人税、住民税及び事業税	**1,102**	
法人税等調整額	**503**	
法人税等合計		**1,605**
当期純利益		**3,181**

第203期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	15,295	11,144	11,144	4,151
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,295	11,144	11,144	4,151
当期変動額				
剰余金の配当				
固定資産圧縮積立金の積立				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	15,295	11,144	11,144	4,151

(単位：百万円)

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高		55,004	2,626	61,782	△ 44	88,176
会計方針の変更による累積的影響額			648	648		648
会計方針の変更を反映した当期首残高		55,004	3,275	62,430	△ 44	88,825
当期変動額						
剰余金の配当			△ 875	△ 875		△ 875
固定資産圧縮積立金の積立	43		△ 43			
別途積立金の積立		1,300	△ 1,300			
当期純利益			3,181	3,181		3,181
自己株式の取得					△ 6	△ 6
自己株式の処分			△ 0	△ 0	1	1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	43	1,300	961	2,305	△ 4	2,300
当期末残高	43	56,304	4,237	64,735	△ 49	91,125

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	12,532	△ 1,824	10,707	98,884
会計方針の変更による累積的影響額				648
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,532	△ 1,824	10,707	99,533
当期変動額				
剰余金の配当				△ 875
固定資産圧縮積立金の積立				
別途積立金の積立				
当期純利益				3,181
自己株式の取得				△ 6
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,532	353	10,885	10,885
当期変動額合計	10,532	353	10,885	13,186
当期末残高	23,064	△ 1,471	21,593	112,719

連結計算書類

1. 連結計算書類の作成方針

子会社及び子法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　６社

三重銀ビジネスサービス株式会社
三重銀総合リース株式会社
株式会社三重銀カード
三重銀信用保証株式会社
三重銀コンピュータサービス株式会社
株式会社三重銀総研

なお、三重銀モーゲージサービス株式会社及び三重銀オフィスサポート株式会社は、清算により除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当ございません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

３月末日　　６社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ございません。

(5) のれんの償却に関する事項

該当ございません。

2. 第203期末（平成27年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**83,845**	**預金**	**1,604,383**
コールローン及び買入手形	**6,766**	**譲渡性預金**	**87,600**
買入金銭債権	**2,612**	**借用金**	**68,177**
商品有価証券	**38**	**外国為替**	**0**
有価証券	**451,980**	**その他負債**	**16,767**
貸出金	**1,324,067**	**賞与引当金**	**608**
外国為替	**2,331**	**退職給付に係る負債**	**178**
その他資産	**21,037**	**執行役員退職慰労引当金**	**56**
有形固定資産	**11,281**	**睡眠預金払戻損失引当金**	**148**
建物	5,850	**繰延税金負債**	**9,376**
土地	3,587	**支払承諾**	**10,703**
リース資産	115	**負債の部合計**	**1,797,999**
建設仮勘定	194	**（純資産の部）**	
その他の有形固定資産	1,534	**資本金**	**15,295**
無形固定資産	**1,924**	**資本剰余金**	**11,144**
ソフトウェア	1,707	**利益剰余金**	**67,581**
その他の無形固定資産	217	**自己株式**	**△ 49**
退職給付に係る資産	**5,712**	**株主資本合計**	**93,971**
繰延税金資産	**385**	**その他有価証券評価差額金**	**23,234**
支払承諾見返	**10,703**	**繰延ヘッジ損益**	**△ 1,471**
貸倒引当金	**△ 6,551**	**退職給付に係る調整累計額**	**1,203**
		その他の包括利益累計額合計	**22,966**
		少数株主持分	**1,198**
		純資産の部合計	**118,136**
資産の部合計	**1,916,135**	**負債及び純資産の部合計**	**1,916,135**

3. 第203期（平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**33,302**
資金運用収益	**19,471**	
貸出金利息	15,639	
有価証券利息配当金	3,705	
コールローン利息及び買入手形利息	52	
預け金利息	51	
その他の受入利息	22	
役務取引等収益	**6,440**	
その他業務収益	**1,441**	
その他経常収益	**5,948**	
償却債権取立益	6	
その他の経常収益	5,941	
経常費用		**28,196**
資金調達費用	**2,517**	
預金利息	1,250	
譲渡性預金利息	135	
借用金利息	222	
その他の支払利息	908	
役務取引等費用	**1,668**	
その他業務費用	**189**	
営業経費	**19,576**	
その他経常費用	**4,245**	
貸倒引当金繰入額	530	
その他の経常費用	3,714	
経常利益		**5,105**
特別利益		**842**
固定資産処分益	85	
負ののれん発生益	756	
特別損失		**86**
固定資産処分損	22	
減損損失	63	
税金等調整前当期純利益		**5,860**
法人税、住民税及び事業税	**1,465**	
法人税等調整額	**447**	
法人税等合計		**1,913**
少数株主損益調整前当期純利益		**3,947**
少数株主利益		**56**
当期純利益		**3,891**

4. 第203期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,295	11,144	63,918	△ 44	90,313
会計方針の変更による累積的影響額			648		648
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,295	11,144	64,566	△ 44	90,961
当期変動額					
剰余金の配当			△ 875		△ 875
当期純利益			3,891		3,891
自己株式の取得				△ 6	△ 6
自己株式の処分			△ 0	1	1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			3,015	△ 4	3,010
当期末残高	15,295	11,144	67,581	△ 49	93,971

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	12,634	△1,824	218	11,029	2,296	103,639
会計方針の変更による累積的影響額						648
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,634	△1,824	218	11,029	2,296	104,287
当期変動額						
剰余金の配当						△ 875
当期純利益						3,891
自己株式の取得						△ 6
自己株式の処分						1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,599	353	985	11,937	△ 1,098	10,838
当期変動額合計	10,599	353	985	11,937	△ 1,098	13,849
当期末残高	23,234	△ 1,471	1,203	22,966	1,198	118,136

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社　三　重　銀　行
取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安 藤 恭 行㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鬼 頭 潤 子㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　豊 田 裕 一㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社三重銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第203期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月１２日

株式会社　三　重　銀　行
取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安 藤 恭 行㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鬼 頭 潤 子㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　豊 田 裕 一㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社三重銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三重銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第203期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、全ての子会社に赴き、事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月13日

株式会社三重銀行　監査役会

常勤監査役	松村隆史	㊞
常勤監査役	山口元弘	㊞
社外監査役	杉岡　治	㊞
社外監査役	古川典明	㊞
社外監査役	伊藤雄二	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　剰余金の処分の件

当行の利益配分に関する基本方針は、内部留保の充実により自己資本の向上を図りつつ、安定的な配当を継続することとしております。この基本方針に基づき下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金は１株につき３円25銭とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として３円25銭をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は、前期と同額の１株につき６円50銭となります。

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当行普通株式１株につき金３円25銭
　　配当総額　437,715,854円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月22日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額
　　別途積立金　　2,700,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額
　　繰越利益剰余金　　2,700,000,000円

第２号議案　　取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の充実強化を図るために１名増員し、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当行における地位及び担当	候補者の有する当行の株式数
1	種橋潤治（たねはしじゅんじ） (昭和25年７月22日生)	昭和48年４月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成14年６月　株式会社三井住友銀行執行役員 平成16年１月　同行常務執行役員 平成16年６月　株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 平成17年６月　同社取締役 平成18年４月　株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 平成20年５月　当行顧問 平成20年６月　取締役副頭取兼副頭取執行役員 平成21年４月　取締役頭取 平成27年４月　取締役会長 現在に至る	株 166,000
2	渡辺三憲（わたなべみつのり） (昭和29年11月29日生)	昭和53年４月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成16年４月　株式会社三井住友銀行執行役員 平成20年４月　同行常務執行役員 平成23年４月　同行取締役兼専務執行役員 平成25年５月　当行顧問 平成25年６月　副頭取執行役員 平成25年６月　取締役副頭取兼副頭取執行役員 平成27年４月　取締役頭取 現在に至る	36,000

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当行における地位及び担当	候補者の有する当行の株式数
3	川村（かわむら） 晃（あきら） (昭和29年11月９日生)	昭和52年４月　当行入行 平成15年４月　桑名法人営業部長 平成17年４月　執行役員津法人営業部長 平成19年４月　常務執行役員津法人営業部長 平成20年４月　常務執行役員本店法人営業部長 平成21年６月　取締役兼常務執行役員本店法人営業部長 平成24年４月　取締役兼常務執行役員 平成24年６月　常務取締役兼常務執行役員 平成25年４月　常務取締役兼常務執行役員営業渉外部長 平成27年４月　常務取締役兼常務執行役員 （法人・公金推進担当） 現在に至る	株 51,000
4	下村（しもむら） 三千雄（みちお） (昭和31年２月22日生)	昭和53年４月　当行入行 平成15年11月　市場金融部長 平成18年４月　執行役員市場金融部長 平成22年４月　常務執行役員市場金融部長 平成23年４月　常務執行役員 平成23年６月　取締役兼常務執行役員 平成25年６月　常務取締役兼常務執行役員 （市場金融部・事務管理部・システム部担当） 現在に至る	39,254

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当行における地位及び担当	候補者の有する当行の株式数
5	宅野一郎 (昭和30年10月17日生)	昭和53年４月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成17年６月　当行入行、本店支配人 平成17年６月　東京法人営業部長兼東京支店長兼東京事務所長 平成19年４月　執行役員東京法人営業部長兼東京支店長兼東京事務所長 平成19年５月　執行役員名古屋法人営業部長 平成21年４月　常務執行役員名古屋法人営業部長 平成22年４月　常務執行役員総合企画部長 平成23年６月　取締役兼常務執行役員総合企画部長 平成25年６月　取締役兼常務執行役員総合企画部長兼秘書室長 平成25年６月　常務取締役兼常務執行役員総合企画部長兼秘書室長 平成25年11月　常務取締役兼常務執行役員秘書室長 （総合企画部・東京事務所・秘書室担当） 現在に至る	33,000株
6	山本隆司 (昭和32年３月27日生)	昭和54年４月　当行入行 平成15年11月　総務部長 平成19年４月　執行役員総務部長 平成21年４月　執行役員人事部長 平成22年４月　常務執行役員人事部長 平成24年６月　取締役兼常務執行役員人事部長 平成25年４月　取締役兼常務執行役員 平成26年６月　常務取締役兼常務執行役員 （総務部・人事部・品質向上部担当） 現在に至る	23,000

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当行における地位及び担当	候補者の有する当行の株式数
7	山本博也 (昭和29年９月29日生)	昭和54年４月　当行入行 平成17年４月　桑名法人営業部長 平成19年４月　執行役員桑名法人営業部長 平成20年４月　執行役員津法人営業部長 平成22年４月　常務執行役員名古屋法人営業部長 平成24年４月　常務執行役員本店法人営業部長 平成24年６月　取締役兼常務執行役員本店法人営業部長 平成25年４月　取締役兼常務執行役員営業統括部長 平成26年６月　常務取締役兼常務執行役員営業統括部長 平成27年４月　常務取締役兼常務執行役員 （営業企画部・営業推進部・ローン統括部担当） 現在に至る	株 28,000
8	一色孝三 (昭和32年８月１日生)	昭和55年４月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成22年４月　当行入行、本店支配人 平成22年５月　執行役員東京法人営業部長兼東京支店長兼東京事務所長 平成23年４月　常務執行役員東京法人営業部長兼東京支店長兼東京事務所長 平成25年５月　常務執行役員 平成25年６月　取締役兼常務執行役員 平成25年11月　取締役兼常務執行役員市場金融部長 平成26年４月　取締役兼常務執行役員 （審査部担当） 現在に至る	22,000

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当行における地位及び担当	候補者の有する当行の株式数
9	藤原 信義 (ふじわら のぶよし) (昭和20年１月22日生)	昭和43年４月　富士製鐵株式会社（現 新日鐵住金株式会社）入社 平成９年６月　新日本製鐵株式会社（現 新日鐵住金株式会社）取締役 平成13年４月　同社常務取締役 平成17年４月　同社代表取締役副社長 平成19年６月　山陽特殊製鋼株式会社代表取締役社長 平成24年６月　当行取締役 現在に至る 平成24年６月　山陽特殊製鋼株式会社取締役相談役 平成25年６月　同社相談役	株 －
10	松井 憲一 (まつい けんいち) (昭和24年７月５日生)	昭和47年４月　出光興産株式会社入社 平成13年６月　同社経理部長 平成15年４月　同社執行役員経理部長 平成16年６月　同社常務執行役員経理部長 平成17年６月　同社常務取締役 平成22年６月　同社取締役副社長 平成26年６月　当行取締役 現在に至る	－
11 ※	用 弘美 (もちい ひろみ) (昭和32年３月28日生)	昭和52年９月　全日本空輸株式会社入社 平成18年４月　同社客室本部人材開発部長 平成21年４月　同社客室本部副本部長兼グループ品質推進部長 平成23年４月　同社大阪空港支店副支店長兼ＡＮＡ大阪空港株式会社旅客サービス部顧客サポート担当部長 平成26年３月　全日本空輸株式会社人事部付 現在に至る	－

(注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤原信義、松井憲一、用弘美の各氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由等
   (1) 藤原信義氏は、現在当行の社外取締役であり、企業経営に関する豊富な経験及び識見を引き続き当行の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。
   (2) 松井憲一氏は、現在当行の社外取締役であり、企業経営に関する豊富な経験及び識見を引き続き当行の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。
   (3) 用弘美氏は、全日本空輸株式会社における幅広い業務経験及び識見を有しており、これらを当行の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 藤原信義氏が平成25年６月まで取締役を務めた山陽特殊製鋼株式会社は、処分委託していたレンガくずの一部に薄い鉄皮（金属くず）が付着していたとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の容疑で、平成25年６月28日付で書類送検され、同年９月19日付で不起訴処分（起訴猶予）となりました。
5. 社外取締役との責任限定契約について
   当行は、藤原信義氏及び松井憲一氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。両氏の選任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
   また、用弘美氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当行は、藤原信義氏及び松井憲一氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に届け出ております。両氏の選任をご承認いただいた場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
   また、用弘美氏の選任をご承認いただいた場合には、新たに独立役員となる予定であります。
7. ※印の候補者は新任取締役候補者であります。

第３号議案　　監査役１名選任の件

監査役松村隆史氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当 行 に お け る 地 位	候補者の有する当行の株 式 数
前 川 栄 治 (まえ　がわ　えい　じ) (昭和31年10月８日生)	昭和54年４月　当行入行 平成15年４月　川越支店長 平成18年４月　四日市北法人営業部長 平成22年10月　名古屋西法人営業部長 平成25年10月　資産監査部長 平成26年６月　監査部長兼資産監査部長 平成26年７月　監査部長 現在に至る	株 15,000

(注) 1. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 新任監査役候補者であります。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

記

1. インターネットによる議決権行使について

(1) インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト(http://www.e-sokai.jp) をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

(3) インターネットによる議決権行使は、平成27年６月18日（木曜日）午後５時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

(4) 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(5) インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(6) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社であります株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記1.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

(1) インターネットにアクセスできること。
(2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
(3) パソコンを用いて議決権行使をされる場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer ver.5.01 SP2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
(4) 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)

※Microsoft及びInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、米国、日本及びその他の国における登録商標または商標です。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　日本証券代行株式会社　代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル　0120－707－743（フリーダイヤル）
９：00～21：00受付（土曜・日曜・祝日も含む）

株主総会会場ご案内図

会場　三重県四日市市西新地７番８号
　　当行本店　４階会議室
　　電話　(059)353－3111
交通　○近鉄四日市駅（北口）より徒歩約５分
　　○ＪＲ東海四日市駅より徒歩約15分

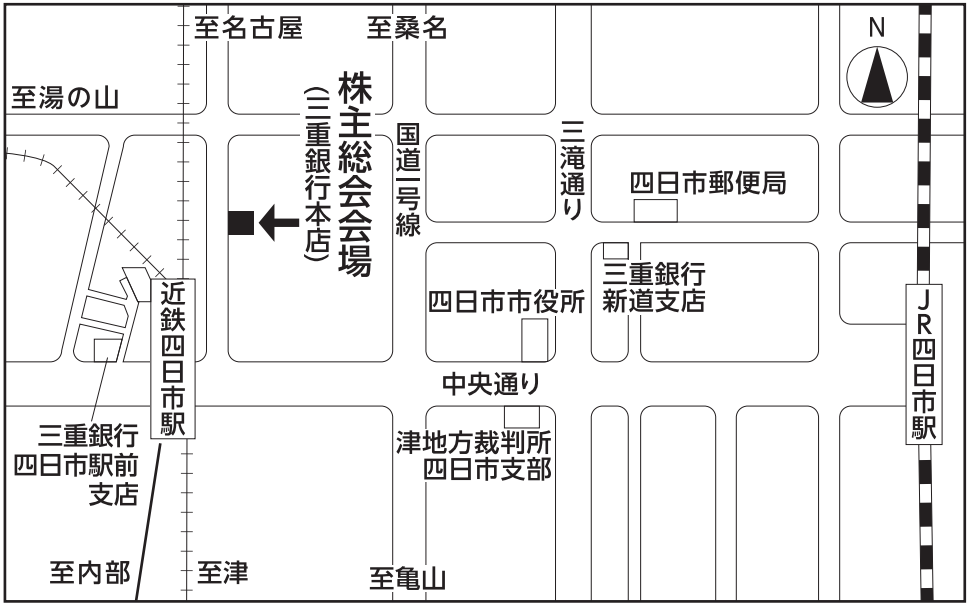

（お願い）駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申しあげます。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK
環境に優しい「植物油インキ」を使用しています。